

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請（その9）に係るヒアリング（9）

2. 日時：令和5年7月4日（火）15時15分～16時00分

3. 場所：原子力規制庁10階会議卓A（TV会議により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

金子安全規制調整官、伊藤主任安全審査官、島村主任安全審査官、
中澤安全審査官、澁谷安全審査専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 バックエンド技術部 課長 他6名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部

施設保安管理課 技術副主幹 他2名

高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所 技術主席 他2名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい放射性廃棄物処理場のヨコボリです。それでは本日の審査会合でいただいたご意見、
0:00:10	A内海をしていきます。
0:00:13	こちらの論点整理表の6番目。
0:00:16	からになります。
0:00:17	まず、19番目ですけども、技術基準規則の第11条、こちらの計画上の説明を薄片に追記しているが許可書の安全施設、第二条第十二条ですけども。
0:00:28	への適合のための設計方針では、処理場の貯蔵機能等についてのみ記載しているということで、通信連絡設備や避難用照明等は19条の適合は不要ではないかということで、
0:00:40	許可との整合についてそごがないように、適切に整備すること。
0:00:44	としております。
0:00:46	こちらについては改めてとして整理をさせていただいて、
0:00:50	修正をさせていただきたいと考えて。
0:00:54	まず6番目については以上になります。
0:00:56	はい、ありがとうございました。伊藤さんいかがでしょうか。
0:01:03	はい。結構です。
0:01:07	他に、規制庁側から何か、6番についてございますでしょうか。
0:01:18	規制庁カネコ絶えず11条の適合対象は閉じ込めと遮へい。
0:01:23	になるっていう理解でいいですかね。
0:01:27	はい。処理場の安全機能ということで閉じ込めと遮へいになります。
0:01:34	ということだよ。だから11条の技術Ⅱ期順応。
0:01:39	要求内容ガー処理場の安全機能を、
0:01:43	という点着目すると。
0:01:45	自動的に鮭の閉じ込めになるっていう、そういう11条の技術基準の要求からも閉じ込め遮へいになるっていうそういうロジックでいいんですよ。
0:01:56	はい、おっしゃる通りです。はい。結構です。
0:02:00	他に何かございますでしょうか。
0:02:05	では続きまして七番の説明をお願いします。
0:02:10	はい。続きまして7番になります。こちら11条のところですけども、適合性の説明及び参考資料の120ページですけども、こちらで法令要求、四角四面とらえるのではなくということで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:23	法の考え方目的を踏まえまして、処理場ですね、安全を確保する上で必要な設備、機能、それが何か、またどういった手法で保守または修理ができるのかを整理して、
0:02:35	検査に必要な確認事項を再度整理することということで記載をしてございます。
0:02:41	こちらにつきましても処理場としての安全機能を先ほどご説明しました、閉じ込め遮へい、そういったものをしっかり考慮しまして、
0:02:48	再度説明をさせていただきたいと思っております。
0:02:52	7 番については以上になります。
0:02:54	だから 6 と 7 はまとめてかもしれない。
0:02:59	そうですねおっしゃる通り、はいちょっと同じまとめてちょっと整理をさせていただきたいと思います。
0:03:07	はい。他に何かご指摘ありますでしょうか。
0:03:16	はい。じゃなければ、6 と 7 が項目としてはまとめていただくということで、じゃ次は 8 番のご説明をお願いいたします。
0:03:26	はい。続きまして 8 番になります。こちら第 2 編の誤操作防止のインターロックに係るところで、技術基準の第 35 条 1 項 7 号をですねこちらの適合性の説明について、
0:03:37	誤操作防止のインタロックだけでなく、負圧維持の機能等、他設備との関係性を含めて説明することで、要求事項を満足していると考ええるということで、
0:03:47	その他の設備との関係も含めた説明となるよう記載の充実を図ることと。
0:03:53	ということでですね、こちらについてはですね、負圧維持、それから設備、他の設備ですね、を含めた形での関係性をしっかり整理をさせていただいて、
0:04:06	記載の充実を図りたいと考えております。
0:04:09	一番については以上になります。はいどうぞ。ページを含めてしっかりしていただきますほか、お願いします。
0:04:24	はい、結構です。
0:04:31	はい。
0:04:32	では下の充実を図るという方向でお願いいたします。
0:04:37	次 9 番のご説明をお願いいたします。
0:04:41	はい。続きまして 9 番。
0:04:50	はい続きまして 9 番の説明になります。こちら第 2 編ですけどもこちらの使用前事業者検査の項目及び方法について、先ほどのナンバー 8 のコメントも踏まえまして、
0:05:01	設備との関係も考慮した場合、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:04	のを検査で確認すべき機能、こういったものを示した上で、必要 10 リッター当たりの面積を見たものを示した上で、となるように再度整理をすることとしてございます。
0:05:14	こちらはNo.8 と同様にですね、施設設備との関係をしっかり整理しまして、改めて検査項目についても必要となるような形で再整理をかけたいと思っております。
0:05:26	九番については以上です。
0:05:28	はい。規制とか何かございますでしょうか。
0:05:32	はい。結構です。はい。
0:05:35	では続きまして 10 番お願いいたします。
0:05:41	はい。それでは 10 番目になります。これから第 3 ペーにあたって、
0:05:46	ところになります技術基準規則認定に係る
0:05:49	A03 号ですね、こちらへの適合の説明ということで、金貨の機能として記載している異常な温度上昇、それから圧力上昇、こちらの条件を具体的に示した上で、
0:06:00	同様の条件下においても、圧力逃がし機構が正常に機能することを説明することということでこちらの例。
0:06:16	こちらについては、環境条件を具体的に示しまして、
0:06:22	圧力逃し機構が正常に機能することについて説明をさせていただきたいと思っております。10 番については以上になります。
0:06:31	はい。ご説明ありがとうございました。規制庁側から何かございますでしょうか。
0:06:40	規制庁渋谷ですけどもちょっと会合のときの説明だけではわかんなかったんですけども。
0:06:46	まず、非常に圧力が上昇をしていくと、先に働くのは既設のインターロックなんですかそれとも安全弁なんですか。
0:06:59	処理場のヨコボリですけどもこちらは、先に働くのは、既設の既認可でいただいているインターロックの方が先に作動する。
0:07:09	設定としてはそちらが先に作動するものになります。
0:07:13	はい。ありがとうございますか、ちょっとやっぱそういうのもご説明いただかないと我々わかりませんので。
0:07:18	設備とか、建屋とかそういう全体的な観点からも説明をお願いいたします。
0:07:29	はい。処理場のヨコボリです承知いたしました。
0:07:32	圧力ですね、インターロック作動する圧力を具体的に示した上でということで、こちらを示すことによって、どちらが先に作動するか等もご説明できるかと思っておりますので、
0:07:43	そういった観点も含めて、説明をさせていただきたいと思っております。
0:07:48	はい、どうぞ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:51	規制庁します。
0:07:54	これについては、
0:07:57	パワポに全部書き込むというちょっと。
0:08:02	パークの方がごちゃごちゃしてわかんなくなっちゃうかもしれないんで、まずは、
0:08:06	事実関係は、
0:08:08	教えていただいて、それから
0:08:11	担保にこれを書くとか、あと、
0:08:14	パークに載せないものはまとめ資料にするとかそういうような感じで、
0:08:20	作成していただいた方がいいんじゃないことを思います。
0:08:27	はい処理場のヨコボリです承知いたしましたありがとうございます。日はまず一旦ヒアリング資料の形で、ご説明いただきましてありがとうございます。ヒアリング資料の整理してご説明をさせていただきたいと思います。
0:08:44	はい。他に、十番について何かございますでしょうか。
0:08:52	はい。では次、十一番の説明をお願いいたします。
0:08:57	はい。続きまして11番になります。こちらは非常に申し訳ないところでございますが、許可整合をですねところで、記載が漏れているということでこちらは、
0:09:08	特に第3点のところですね、こちらにつきましては安全施設の設計方針のところ第3報のところですけども、こちらが漏れておりましたのでこちらを記載させていただきます。
0:09:21	記載することということで、記載をしております。
0:09:24	十一番については以上になります。
0:09:26	はい、ありがとうございました。規制庁側から何か。
0:09:30	ございますでしょうか。
0:09:33	はい。すいません。十一番。
0:09:36	前にもう1個。
0:09:38	十番と11。
0:09:40	間にもう1個、
0:09:42	思うんですけど。
0:09:45	35条の1項7号。
0:09:50	についても
0:09:56	インターロックとか、それから、
0:09:59	他、
0:10:00	既設の
0:10:02	設備の、
0:10:03	機能で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:04	へえ。
0:10:06	散逸しがたいもの。
0:10:10	として機能してるんじゃないかということを行ったかと思うんですけど。
0:10:40	順番としてはその 10 と 11 の間だと思うんですけど。
0:10:46	はいすいません処理場のヨコボリです。こちらですね、ナンバー8 でいただいたコメントと同様の類似のコメントということで確かにおっしゃる通りちょっとそこに、
0:10:57	第 3 編もですね抜けておりますので、
0:11:00	ちょっと第 3 編も、8 番の方で、少し読めるように、記載をちょっと追記させていただきたいと思います。申し訳ありません。はい、ありがとうございます。
0:11:11	あとスタッフ、その辺で思い出しましたが、規制庁の渋谷ですけども。
0:11:16	藤ですつけ。フィルターも高温性紅葉なんすかね、高温対応の中屋へパフィルタ一。
0:11:25	だというようなことも何かその辺で言及があったかと思しますので、それも何かどこかに入れといていただければと思います。
0:11:38	中に含めそこは十番のところでは弧書きでちょっと厚生フィルターも入れております。はい。そこですね。わかりました。はい。ありがとうございます。
0:11:50	説明資料の際にはしっかりその辺も地域して記載をして回答したいと思います。はい。
0:11:56	承知いたしました。
0:12:01	はい。十一番はよろしいでしょうか。
0:12:04	11 番、我々のところで、
0:12:12	11 番。はい。大丈夫。
0:12:15	はい。では次、12 番、お願いします。
0:12:19	はい。続いて 12 番になります。こちらから第 6 編ということで通信連絡設備になりますけどもこちら技術基準規則第 42 条の 2 項の適合性の説明について、
0:12:30	現地対策本部の通信連絡設備、こちら衛星携帯電話と加入電話、こちらは、認可済みのため申請不要としているが処理場の許可書に記載している、無線連絡設備、こちらは認可されていないということで、
0:12:44	申請の可否を確認することということでコメントいただいたと認識しております。
0:12:49	こちらにつきましては評価整合の観点、それから、
0:12:52	これまでの申請
0:12:54	その申請も含めてですね、もう一度ちょっと確認をさせていただきたいと思います。
0:13:00	12 番は以上になります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:03	はい、ありがとうございました。12 番について、規制庁側から何かございますでしょうか。はい。嶋村です。シアリングのとき確かニッセン。
0:13:17	連絡設備は何か次週、
0:13:19	自主設備だという、
0:13:22	一種設置だという
0:13:25	いただいたような
0:13:29	記憶してるんですけど。
0:13:31	自主性、
0:13:33	つ日だとするとですね、ちょっと、
0:13:36	許可の方、
0:13:39	記載がちょっと、何ていうんすかね。今
0:13:44	この、
0:13:45	衛星携帯、加入電話、それから無線連絡設備という三つへ。
0:13:51	並列して、
0:13:52	含まれてですね、自主ってことは、許可の方からではちょっとわからないので、この許可の関係もありだとちょっと、
0:14:03	あんまりよろしくないんじゃないかなあ。自主設備とするのはよろしくないんじゃないかなというふうに、
0:14:10	考えています。
0:14:15	むしろ黄色にしていればと。
0:14:19	はい承知いたしました処理場、大野ヨコボリですけども、こちらは今おっしゃられた通りですね
0:14:26	運用として自主的に設置しているものということではあるんですがやはり許可の中で、
0:14:31	しっかりそのように我々も書いておりますので、
0:14:34	基本許可に自主設置のものを書くということもあまりないことは基本はない。やはり許可の整合から考えれば、
0:14:42	こちらは申請が必要かというふうに、現段階でちょっと考えておりますけども、ちょっと改めてちょっとそこは確認をさせていただいて、もう一度整理をして回答させていただきたいと思います。
0:14:56	はい。12 番はよろしいでしょうか。
0:15:01	では続きまして 13 番をお願いします。
0:15:05	はい。続きまして 13 番になりますこちらが第 7 編にかかるところになります。
0:15:11	参考資料 118 ページのところで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:14	避難用照明の点灯時間、こちら 10 分以上ということにしていますけどもそちらを避難における最大所要時間としているが、各設備から、各施設からですね。
0:15:25	の避難における最大所要時間について説明することということで、こちらについては各施設から、大体どのぐらい何分何秒をとということで避難が可能ということを確認しておりますので、
0:15:38	そちらについては資料を作成して、改めてご説明させていただきます。
0:15:42	13 番は以上になります。はい、ありがとうございます。13 番について、何かコメント等ございますでしょうか。
0:15:55	はい。
0:15:56	なければ次、14 番お願いします。
0:16:01	はい。続きまして 14 番になります。第 8 編。
0:16:04	技術基準規則第 21 条 1 項 4 号のイ、イということで、こちらの適合性の説明について、今ちょっと箱型のものしか書いてなかったんですけども、それ以外ですね、保管場所室で担保してるの。
0:16:19	については、建屋の床、壁等で担保できることを追記することということで、こちらは記載を、
0:16:26	追加をさせていただきたいと思っております。14 番は以上になります。
0:16:31	はい、ありがとうございました。14 番について何かコメント等ございますでしょうか。
0:16:46	規制庁伊藤ですけれども
0:16:50	袴田の保管庫以外については、
0:16:54	建屋の床壁で担保なのか、いや、どう、説明して欲しいのって
0:17:01	火災対策の要求を土岐民家でどう説明しているのかっていうのを、
0:17:07	説明いただきたいので、必ずしもその例示でいった建屋の床とかの壁。
0:17:14	で適応しているわけじゃないと思うんですよね。
0:17:18	例えば可燃物を持ち込まないように、運用管理するとかっていうやり方もありますし、そういう意味で、
0:17:28	どう、既認可で適合性の説明をしてるのかっていうのを、
0:17:33	併せて説明をしてくださいということだと思しますのでそういった対応をお願いいたします。
0:17:42	はい。承知いたしました。そうしますとここは
0:17:46	あれですかね 4 号のイ。
0:17:48	委員とすると。
0:17:51	発生防止で可能な限り不燃性または難燃性の材料を説明することってのは要求なんですけれども。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:57	それを、
0:17:59	それプラス、
0:18:01	今そういった火災防護に係る運用の対応みたいな持ち込み制限とかも実際そういうことも制限しておりますけども、そういった部分も合わせて説明をさせていただくという理解でよろしいでしょうか。
0:18:11	そうですね。4 合意だけではなくて、
0:18:16	試験炉の火災の要求って複数の対策の組み合わせになっていると思いますので、
0:18:22	そういう目で見たとときに、どう、どういう対応、整理されてるのかっていうのがわかるように説明してください。
0:18:32	はい処理場ヨコボリです承知いたしました。そういう意味では、4 号のプラス、許可の整合性の観点でも含めて、説明するようにしたいと思います。
0:18:54	はい。他に、14 番につきまして何かございますでしょうか。
0:19:01	局局の整合性ってどっかで出てきた。
0:19:05	金。
0:19:07	記念館の火災対策との関係を私が言ったつもりなんなので、
0:19:12	許可の整合性とは言ってないんですけども。
0:19:18	はい。失礼いたしました既認可のということ言えばですね現在行ってる運用対応ということとかが主になるかと思っておりますがその他設計対応できないかの部分も含めて、
0:19:32	許可で約束しているようなことを、
0:19:35	ですねこちらについて、
0:19:39	確認をして記載をしたいと思います只野。
0:19:42	こちらですね処理前廃棄物発生廃棄物の保管場所に係る許可上の記載というのはそれほどちょっと書いてない部分があるんですけども、その設計方針等も踏まえて、
0:19:53	確認をした上で、説明を追記したいと思います。
0:19:58	あ、ごめんなさいを規制庁イトウですけども、課長の記載が今どうして出てくるんだったっけ。
0:20:05	百田の許可に書いてあって、
0:20:08	土岐認可もそれに整合する記載になっているんだという意味で言うと、許可も関係あるのかもしれないんですけどもそういう意図ですか。
0:20:20	はい今、私の方でご説明したのはそういったイトウでございまして、
0:20:26	真木認可の部分。
0:20:31	この要求事項、4 号のだけではなくて、火災、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:35	対策、火災方法をそういった観点で、
0:20:39	の説明。
0:20:40	持ち込みたい管理等の運用も含めた説明を追加することで、理解をしたんですけども、違っていれはすいません。はい衛藤。
0:20:49	意図はわかりましたので、はい。よろしくお願ひし、
0:20:56	はい、承知いたしました。
0:21:00	はい。他に何かございますでしょうか。
0:21:07	では次、15番、お願ひいたします。
0:21:13	はい。続いて15番になります。第8編の技術基準規則第36条1項2号への適合性の説明について廃棄物の保管場所の構造は鉄筋コンクリート造ということで、
0:21:25	だけでちょっと漏えい、しがたい構造という部分では不十分であるということで、記載の充実を図ることということで、
0:21:35	こちらについては出入口等の関係等も含めて漏えいしがたい構造についてしっかり説明を追記したいと思っております。15番については以上になります。
0:21:46	はい。15番について何かございますでしょうか。
0:22:08	はい。では次、16番、お願ひします。
0:22:12	はい。続いて16番、第9円になります。技術基準規則第36条1項2号であります。技術事務局第三期剛性の説明について、
0:22:22	谷口のシャッターが参入時以外は常時閉であることを追記することということでこちらは、その旨、記載を追記したいと思っております。
0:22:30	16番については以上になります。
0:22:34	はい。何かございますでしょうか。
0:22:39	はい。では続きまして17番、お願ひします。
0:22:43	はい17番になりますこちらも9返戻許可との整合のところ、地盤にかかる、設計方針のところ小椋が抜けておりましたので、追記することということで、
0:22:54	こちらも申し訳ありません。抜けておりましたので追記させていただきます。17番については以上です。
0:23:01	17番につきまして何かございますでしょうか。
0:23:10	18番お願ひします。
0:23:14	はい。続いて18番になりますこちらも第9編の遮へい計算書について、布田廃棄物一時保管棟内の放射線業務従事者に対する被ばく影響。
0:23:24	こちら技術基準規則の第16条第2項ですけども、こちらが読みとれないということで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:30	遮へい設備が不要であればそれを示す、燃料評価等を実施し説明することという ことで、こちらについては従事者被ばく線量評価を実施しまして、
0:23:42	遮へい設備が不要である旨を説明させていただきたいと思います。18 番について は以上になります。はい、規制庁バンカー何かございますでしょうか。
0:23:56	規制庁シブヤですけども、事実確認ですけども、実際写生設備というものは何もない という理解でよろしいでしょうか。
0:24:05	はい。現状はございません。
0:24:09	わかりました。ありがとうございます。他に何かありますかでしょうか。
0:24:19	では次 19 番お願いします。
0:24:24	はい続きまして 19 番になります。こちらは第 1 回の審査会合の論点の回答に対 するコメントでございます。
0:24:31	不法侵入対策の設備の要否について、リスクに応じて整理している旨説明してい るが、原子炉を有するJRRⅢやHTTR等も運用で整理しており、
0:24:43	機構として一貫した説明になっていないため、再度考え方を整理し説明することと いうことで、こちらは改めて考え方を整理しまして、対応を検討させていただきたい と思っております。
0:24:56	19 番については以上になります。
0:24:59	はい、ありがとうございます。規制庁側から 19 番について何か、ありがとうございます ますでしょうか。
0:25:16	今村さんよろしいでしょうか。
0:25:21	はい。では次に十番お願いいたします。
0:25:26	はい。続きまして 20 番になります。こちら第 1 回の審査会合にて不備を指摘し ている設工認姿勢を 0 課題ごとの説明資料について再確認をしているところが、
0:25:37	その結果いかんによっては、今回説明いただいた第 2 回審査会合の内容につい て、再度説明する必要が、
0:25:44	説明が必要になる可能性があることを認識することということで、こちらは、その 旨、認識をしております、もし、この整備。
0:25:53	漏れがないことの確認資料の再確認で修正箇所を修正した際に、今回の説明に 係る部分分。
0:26:01	また今回説明に不足する部分があれば、再度説明をさせていただきたいと思っ ております。20 番については以上になります。
0:26:09	はい、ありがとうございました。
0:26:11	20 番はこのリストで必要。
0:26:14	ですか。
0:26:19	すいませんこちら、こちらはですね

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:23	コメントということではないかと、技術的なコメントとか、そういったものじゃないと思っております。21 番も同様ですけども、こちら我々、しっかり認識をいたしましたというところの、
0:26:36	意味でちょっと記載しておりますけども、実際にはこれあの、このリストからは削除したいと思えます。
0:26:41	わかりました。じゃあ 20 番の、この上組は、兼子さんのおっしゃったことと同じという認識でよろしいでしょうか。
0:26:48	はい。では次に十一番お願いいたします。
0:26:53	はい最後に 11 番ですけども、今回多く指摘をいただきましたがその理由は、
0:26:59	申請書の記載の不足、それから、設置許可の記載内容の確認不足、また事実確認等での説明不足、また、
0:27:08	指摘がないと、説明しない等考えられるということで、このような状況であると、審査の長期化となるため、十分に準備して対応していただきたいということで、
0:27:18	ここはもう、我々としてもちょっと申し訳ないところはあるんですが、しっかり、こちら
0:27:25	認識をしまして、十分に確認の上、準備をして臨みたいというふうに考えております。
0:27:31	以上になります。はい。新居と一番いいです。
0:27:36	過不足ないでしょう。
0:27:37	はい。
0:27:39	ではリストの確認は以上にしたいと思えます。戸谷規制庁がちょっとシブヤですけども。
0:27:46	今、別表の 123 等を見直していをしていただいておりますけれども。
0:27:55	そちらは、
0:27:57	次の審査会合までに出てくる感じでしょうかいかがでしょうか状況を教えてください。
0:28:05	はい処理場の横堀です。こちらにつきまして現在、
0:28:09	チェック、またクロスチェック修正等を行っております、ほぼ終了してきた段階で、不適合管理等をこのチェック、再修正も含めた適合管理ということで、
0:28:23	今週ですかね不適合管理委員の部会に審議を諮って、その後は是正処置も含めてやっていくということで、資料につきましては、
0:28:31	第 3 回の審査会合で、お示しできるというふうに考えております。
0:28:37	はい、ありがとうございました。そうすると次回の審査会合はそのニジュウマル等の話が出てくるのと、今表示体制で質問リストを、
0:28:48	に関する話が出てくるのと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:50	第3回の第4件、第10ページ、下の、
0:28:56	まず三本立てというか、そういうイメージをされているということによろしいでしょうか。
0:29:05	はい。処理場の横堀です。今のところ予定としてはそのように考えておりますが、ちょっと審査会合の時間もですね我々のちょっと今回の対応。
0:29:16	不備ということもたくさんありまして、コメントも指摘もいただいておりますので、時間的に可能かどうかということもあるのでそこについてはちょっとまたご相談をさせていただきたいと思っておりますが、準備としては、
0:29:31	今おっしゃられた三つのところを説明させていただきたいというふうに考えております。
0:29:37	はい、ありがとうございます。施設部渋谷ですけども。
0:29:41	第4.第10編のご説明資料も、概ね、
0:29:47	でき上がってるというような状況でしょうか。
0:29:54	はい。処理場ヨコボリですけども、第4編第10編のところについてはパワポに落とし込んだりというところはほとんど効きはいるものですね。
0:30:04	今回2回の、
0:30:07	第2回の審査会合またそれに至る、ヒアリング等でいただいたコメントについては少なくともですね、3回目の審査会合の資料については同様の、
0:30:18	指摘を受けることがないように、追記をする必要があると考えておましてその部分についてはまだ手をつけられておりませんので、
0:30:27	その部分が今後ちょっと対応していくという形になります。
0:30:32	はい、ありがとうございます。
0:30:36	まとめ資料。
0:30:38	審査会合でも、まとめ資料の話が出て参りましたけども、そういうのも、順序作成されて、順次作成されている感じでしょうか。
0:30:51	処理場の横堀です。すみませんまとめ資料の方はですねちょっとまだ整理しきれてないところがございますので、そちらも今日ご指摘いただきましたけども、ございます。
0:31:02	どちらも今日現行の充実を図る意味でまとめ資料の方も、準備をしていきたいと思っております。
0:31:08	はいありがとうございました。
0:31:11	その辺の資料の充実や準備を図っていただいて、またご提出いただいてヒアリングを、
0:31:19	して、また次の審査会合に向かうという流れかと思っておりますけども、大体資料の準備期間としてどれぐらいを想定されておりますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:32	はい処理場のヨコボリですけれども、そちらにつきましてはちょっとこの場での回答ができない。
0:31:43	良い状況なので、もう一度ちょっと整理をさせていただいてどのぐらいちょっと時間がかかりそうかというところで改めて、
0:31:50	ご回答する形でもよろしいでしょうか。はい。系統衛生承知いたしました。
0:31:58	はい。他に軽重がわから何かございますが、その回答はいずれも大分おられました、
0:32:06	いつごろできそうかっていう回答はいつ頃もらえるのか。
0:32:11	規制庁の渋谷ですけれども、いつごろ回答できそうかの回答はいつごろになりますでしょうか。
0:32:24	はいすいません処理場ヨコボリですけれども、今週末、金曜日には、その辺の回答をさせていただきたいとは思っております。
0:32:34	はい、わかりましたお待ちしております。
0:32:37	ちょっと審査会合利用と思って1個抜けたことがあるんですけど、ここで言うのはおかしいですか。
0:32:43	フローフローの話。すいません。
0:32:47	どんなことですか。
0:32:49	容量について保管場所の容量について、フローの情報を示していただいたんですけども。
0:32:56	それは容量が十分っていう判断に必要な情報で、添付資料に、
0:33:03	ください。
0:33:05	はい。いいんじゃないですか。今言って。はい。うん。
0:33:10	規制庁渋谷ですけれども。すいません。会合で言ってないようなんですけども、ちょっと一つだけよろしいでしょうか。
0:33:20	はい。ライン。
0:33:22	8編の固体廃棄物保管場所についてで、
0:33:29	以前のヒアリングの時に、容量が十分であることについて、年間フローに基づいてご説明いただいて、
0:33:40	またあっせんの大型廃棄物についても十分なマージンをとってあるという、ご説明をいただいたんですけども。
0:33:47	それはリスケジュールの第36条の第1項第1号の
0:33:55	適合性の確認日が資料となりますので、
0:33:59	まとめ資料とかですね、その辺に家といてくださいということで、お願いします。
0:34:06	はい。処理場ヨコボリで承知いたしました。はい。よろしく願いいたします。
0:34:11	大体以上でしょうかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:14	はい。
0:34:15	では本日のヒアリングを集中疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。